

第104号議案

品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月28日

品川区長 濱 野 健

品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和27
年品川区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「923,000円」を「918,000円」に、「789,0
00円」を「784,000円」に、「653,000円」を「649,000
円」に、「628,000円」を「624,000円」に、「606,000円」
を「602,000円」に改める。

付 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

（説明）議員報酬の額を改定する必要がある。